

11月12日(日)～25日(土) [11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日]



## 女性に対する

## 暴力をなくす運動

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

### DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力」のことをいい、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力も含まれます。また、近年、中学生・高校生・大学生など、若年層カップルの間で起こる「デートDV」が問題になっています。DVは大人の男女間に限った問題ではありません。

DVは、暴力を振るう側の問題であり、被害者の努力で暴力がとまるわけではありません。また、子どもにも暴力を見せたり、危険な目に遭わせたりするなど、子どもを巻き込んだ暴力は、子どもにも悪影響を与えます。

### DVの起る背景

「夫が妻に暴力を振るうのは仕方がない」という思い込みや、男性優位の意識、男女の経済格差など、個人の問題だけではなく片づけられない、社会構造的な問題が大きく関係していると言われています。



紫色は、「女性に対する暴力根絶」のシンボル色です。

### ひとりで悩まないで、相談を!

早目の相談が問題解決への第一歩です。DVに悩んだら、ご相談ください。

電話番号	DV相談 51) 11208	女性のための 相談室 64) 80997
受付時間	9時～17時15分	9～12時 13～16時
相談場所	富士市配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画センター(フイラソセ西館3階)
相談日	月～金曜日 (祝休日 年末年始は除く)	
相談方法	電話・面接 (要予約、緊急時は随時受付)	

「NO! DV」  
大観覧車「Fuji Sky View」  
をパープル・ライトアップします!!

とき/11月12日(日) 17時～  
ところ/富士川サービスエリア(上り)  
内容/観覧車を紫色に染めて、「DV  
は絶対にいけないこと」を啓発する

### 問い合わせ

多文化・男女共同参画課

☎(55)2724 ㊟(5)2864  
✉si-danjio@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 暮らしを支える正しい計量

# 11月は「計量強調月間」

### ◆正確な計量は生活の基本

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン代の計算などに、さまざまな計量器が使われています。

私たちが安心して快適な暮らしを送るためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で規則の対象になる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

### ◆食料品の内容量と風袋

計量器で計った重さのことを「量目」といいます。計量法では、量目について「正確な計量」に努めるよう義務づけています。また、商品の入れ物(トレイ、ラップなど)と添え物(わさび、たれなど)を「風袋」といいます。風袋は内容量には含まれません。



市職員による量目立入検査

### ◆特定計量器の有効期間をご確認ください

特定計量器のうち、ガスメーター、水道メーター、電気メーター、タクシーメーター、ガソリンの給油メーターなどには検定の有効期間があります。有効期間が過ぎた計量器は使用することができません。

### ◆計量器の定期検査を受けていますか?

取引や証明に使用する計量器は、市が2年に1度、偶数年度に実施する定期検査を受ける必要があります。今回は、平成31年2・3月に実施予定です。対象になる計量器を持っている人は、必ず定期検査を受けてください。(平成29年度は、定期検査の実施はありません。)



問い合わせ/商業労政課 ☎ 55-2907 ㊟ 55-2971